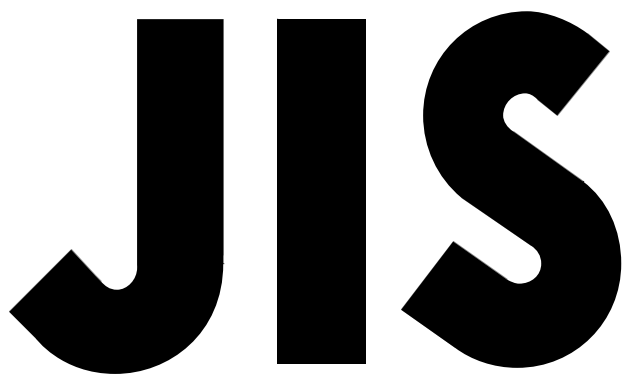




水車及びポンプ水車用語

JIS B 0119 : 2009

(IEEJ/JSA)

平成 21 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 産業機械技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 林 英 男	横浜国立大学
(委員)	大 地 昭 生	日本内燃機関連合会
	大 湯 孝 明	社団法人日本農業機械工業会
	山 名 良	社団法人日本建設機械化協会
	藤 村 博 志	農林水産省
	吉 田 正	国土交通省
	竹 内 敬 介	財団法人エンジニアリング振興協会
	手 塚 明	独立行政法人産業技術総合研究所
	平 野 良 雄	厚生労働省
	石 坂 清	社団法人日本機械工業連合会
	吉 良 雅 治	社団法人日本産業機械工業会
	宮 川 嘉 朗	社団法人全国木工機械工業会
	山 崎 省 二	一般社団法人日本空調システムクリーニング協会
(専門委員)	野 原 慈 久	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 45.4.1 改正：平成 21.3.20

官 報 公 示：平成 21.3.23

原 案 作 成 者：社団法人電気学会

(〒102-0076 東京都千代田区五番町 6-2 HOMAT HORIZON ビル TEL 03-3221-7201)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：産業機械技術専門委員会 (委員長 小林 英男)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 分類	1
3 用語及び定義	1
3.1 発電所	1
3.2 一般	3
3.3 土木	4
3.4 水力	6
3.5 形式	13
3.6 性能	19
3.7 本体一般	27
3.8 入口弁	31
3.9 調速機・水位調整器	33
3.10 制圧機	37
3.11 圧油装置・空気圧縮装置	37
3.12 潤滑油装置	39
3.13 給排水装置	39
3.14 運転制御	39
3.15 可変速制御	41
3.16 揚水始動	42
3.17 共通	43
3.18 試験	44
附属書 A (参考) 水車及びポンプ水車の分類について	48
附属書 B (参考) 水力発電所新設時の発電原価について	49
解 説	80
索 引	84

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人電気学会 (IEEJ) 及び財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS B 0119:1992** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

水車及びポンプ水車用語

Glossary of terms for hydraulic turbines and reversible pump-turbines

1 適用範囲

この規格は、発電に用いる水車及びポンプ水車に関する用語及びその定義について規定する。

2 分類

用語の分類は、次による。

- 1) 発電所 2) 一般 3) 土木 4) 水力 5) 形式 6) 性能
7) 本体一般 8) 入口弁 9) 调速機・水位調整器 10) 制圧機
11) 圧油装置・空気圧縮装置 12) 潤滑油装置 13) 給排水装置 14) 運転制御
15) 可変速制御 16) 揚水始動 17) 共通 18) 試験

3 用語及び定義

用語及び定義は、次による。

なお、参考として対応英語、量記号及び単位記号を示す。

注記 1 用語欄で、二つの用語をコンマ(,)でつないで併記してある場合は、その順位によって優先使用する。

注記 2 用語欄で、用語の下の()内の平仮名書きは、読み方を示す。

注記 3 定義欄で、用語の後の()内の数字は、この規格の用語番号を示す。

注記 4 量記号欄で、()内の文字は形式記号を示す。

3.1 発電所

番号	用語	定義	参考		
			対応英語	量記号	単位記号
101	発電所	電力を発生するための施設。	electric power plant, electric power station	—	—
102	水力発電所	水力を利用した発電所。 注記 発電所出力の規模によって分類されることがある。	hydroelectric power plant, hydroelectric power station	—	—
103	潮力発電所	潮せき(汐)発電所及び潮流発電所の総称。	tidal power plant, tidal power station	—	—
104	潮せき(汐)発電所	潮の干満の差によって生じる落差(位置エネルギー)を利用した発電所。	tidal potential power plant, tidal potential power station	—	—